

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 第 2 期中期目標・第 2 期中期計画対比表

中期目標	中期計画
<p><基本的な目標></p> <p>公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）が設置する山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「山口東京理科大学」という。）は、薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に取り組んできた。</p> <p>今日、我が国は、急速に進む人口減少と少子高齢化、人工知能（A I）^{*1}や情報通信技術（I C T）の進歩、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大など、これまでの常識や慣例が通用しない社会経済情勢を迎えている。</p> <p>このような中、確かな基礎学力と高度な専門知識とともに、創造力、コミュニケーション力、リーダーシップといった人間ならではの技能を身につけ、新たな価値を創造することのできる人材が求められている。</p> <p>地域への貢献を第一義に考える郷土愛に満ちた人材、また、産学官の場で、さらに医療・保健・福祉の場でリーダーとして活躍する人材を養成している山口東京理科大学は、地域に根差した高等教育機関として期待される役割を果たし、地域に必要とされる魅力ある大学づくりを進めていかなければならない。公立薬工系大学の特徴を活かした「知（地）の拠点」として教育・研究の一層の向上に努める必要がある。</p> <p>山陽小野田市は、山口東京理科大学が、「知のローカル・ハブ」として企業、医療機関、教育機関、地域社会等との連携を深め、地域の課題とニーズを的確に把握し、地域のポテンシャルを引き出し、地域の発展に寄与する大学として発展し続けるために、次のとおり中期目標^{*2}を定める。</p>	
<p>第 1 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 6 年間。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、次のとおり学部^{*3}及び大学院研究科^{*4}を置く。</p>	<p>第 1 中期計画の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期計画の期間 中期計画の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 6 年間。</p> <p>2 教育研究組織</p>

<p>(1) 学部</p> <table border="1" data-bbox="181 156 792 379"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工 学 部</td> <td>機械工学科</td> </tr> <tr> <td>電気工学科</td> </tr> <tr> <td>応用化学科</td> </tr> <tr> <td>薬 学 部</td> <td>薬学科</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 大学院研究科</p> <table border="1" data-bbox="181 464 792 598"> <thead> <tr> <th>研究科専攻</th> <th>課 程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工学研究科</td> <td>修士課程</td> </tr> <tr> <td>工学専攻</td> <td>博士後期課程</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学 科	工 学 部	機械工学科	電気工学科	応用化学科	薬 学 部	薬学科	研究科専攻	課 程	工学研究科	修士課程	工学専攻	博士後期課程	<p>(1) 学部</p> <table border="1" data-bbox="1263 156 1874 379"> <thead> <tr> <th>学 部</th> <th>学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工 学 部</td> <td>機械工学科</td> </tr> <tr> <td>電気工学科</td> </tr> <tr> <td>応用化学科</td> </tr> <tr> <td>薬 学 部</td> <td>薬学科</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 大学院研究科</p> <table border="1" data-bbox="1263 464 1874 598"> <thead> <tr> <th>研究科専攻</th> <th>課 程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工学研究科</td> <td>修士課程</td> </tr> <tr> <td>工学専攻</td> <td>博士後期課程</td> </tr> </tbody> </table>	学 部	学 科	工 学 部	機械工学科	電気工学科	応用化学科	薬 学 部	薬学科	研究科専攻	課 程	工学研究科	修士課程	工学専攻	博士後期課程
学部	学 科																												
工 学 部	機械工学科																												
	電気工学科																												
	応用化学科																												
薬 学 部	薬学科																												
研究科専攻	課 程																												
工学研究科	修士課程																												
工学専攻	博士後期課程																												
学 部	学 科																												
工 学 部	機械工学科																												
	電気工学科																												
	応用化学科																												
薬 学 部	薬学科																												
研究科専攻	課 程																												
工学研究科	修士課程																												
工学専攻	博士後期課程																												
<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標</p>	<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p>																												
<p>1 教育に関する目標</p>	<p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p>																												
<p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>ア 3つの方針（入学者受入れの方針^{*5}、教育課程編成・実施の方針^{*6}、卒業認定・学位授与の方針^{*7}）に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、教学マネジメント^{*8}の確立に取り組み、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にするとともに、学修者一人一人の学修成果^{*9}・教育成果^{*10}の把握・可視化できる、学修者本位の教育システムの構築を目指す。</p>	<p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 学部、大学院ごとのアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーで明示した学士、修士、博士の資質を保証するため、ルーブリック（達成度を判断する学修基準）等の客観的指標を用いて成績評価を行う。また、シラバスの内容を見直し、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」をより確認しやすくする。</p>																												
<p>イ 社会の変化に対応するために必要な基礎的で普遍的な知識・理解、汎用的な技能等^{*11}を持ち、その知識と技能を活用し、自律的に責任ある行動をとることができる人材を育成する。また、専攻分野についての専門性に加え、幅広い教養を基に、新しいアイデアや構想を生み出せる力を身につけ、一般教養教育・キャリア教育^{*12}の充実とともに、学部・学科横断型の履修を可能にし、時代の変化に合わせた教育を実施する。</p>	<p>② 幅広い教養と基礎学力を兼ね備えた人材を育成するために、学長を中心とした教育組織を設置する。また、社会情勢や新しい生活環境に対応できる応用力と主体的に学ぶ意欲を養うために積極的に課題解決型の授業形態を導入する。</p> <p>③ 学部・学科を横断する教養教育を体系的・包括的に施すための科目群を整理し配置する。</p>																												
<p>ウ SDGs^{*13}が目指す社会や今後、到来が予想される Society5.0^{*14}が目指す社会、さらに、人生100年時代を迎える社会において、山口東京理科大学の特色・強みである「工学」と「薬学」の教育研究活動を更に伸長するとともに、人文社会学や自然科学等の幅広い分野の学術研究についても活性化を図り、予測不可能な時代における課題を解決するための新たな価値「新しい知」を生み出すことができる教育研究活動の展開を目</p>	<p>④ 工学と薬学に共通する実学の特徴を生かし、常に社会のニーズや社会情勢を意識し迅速に対応でき、高度専門職業人として社会で活躍できる実践的問題解決能力を持った学生を育成するために、学部・大学院一貫教育プログラムを構築する。</p> <p>⑤ 人間のあらゆる営為を美と信とへ橋渡しし、生活を豊かにする芸術等々の科目群を新たに配置し、民主社会を担うに足る主体的人格を育成してSDGsの教育目標の実現に寄与</p>																												

指す。	する。 ⑥ 工学研究科において AI などの関連技術を橋渡しとした薬工連携の研究開発を実施する。
エ デジタル時代の「読み・書き・そろばん」である「数理 ^{※15} ・データサイエンス ^{※16} ・AI」を日常生活、仕事等の場で使いこなすことができる基礎的素養を身に付ける。また、学修した数理・データサイエンス・AIに関する知識・技能をもとに、これらを扱う際には、人間中心の適切な判断ができ、不安なく自らの意思でAI等の恩恵を享受し、これらを活用できる人材を育成する。	⑦ 工学部にデータサイエンス系の学科を設置する。データサイエンス系の学科では、数学を基礎として、情報を数量化し科学的に分析する能力を身に付けるために、自然、社会、人間の各現象に関わる情報を数理的に捉え、実用的な応用を扱うこと学ぶことで、多様化する社会において、その変化に素早く対応できる数理的素養を十分に身に着けた人材を育成する。
(2) 教育の実施体制等に関する目標 ア 山口東京理科大学が掲げる基本理念・教育方針に基づいた教育研究及び人材育成の推進並びに多様化する教育方法に柔軟に対応するため、教育体制の充実・強化を図るとともに、教育環境の整備・改善を進め、総合的な教育力の向上に取り組む。	(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ① 本学の基本理念・教育方針に基づく教育を推進するために教育成果の可視化を進め、成績分布や学生による授業アンケートの分析に基づき検証し、改善を図る。 ② 大学院における研究活動と優れた研究成果をもとに、質の高い教育とその環境を提供する。
イ 学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用できる体制を整える。	③ 学生が学修目標に対する達成度を自ら把握し、客観的指標に基づいた学修成果を得るため、ルーブリック、デジタルポートフォリオ等を導入し、学生の教育満足度を高める。 ④ 社会のニーズに合った教育を提供するために授業内容及び授業科目の見直しを促進する。
ウ 企業や医療機関、他の高等教育機関、地域社会等との協力・連携を推進し、多様な学生・教員が存在し、多様な価値観が集まるキャンパスを目指し、個々人の特性を伸ばしつつ、多様で柔軟な教育プログラムを提供できる体制の整備に努める。	⑤ 大学、大学院と企業や医療機関、他の高等教育機関、地域社会等との既存の連携の枠組みを越え、組織横断的な教育プログラムを策定する。また、学習意欲が高い社会人や外国人留学生を学部と大学院に受け入れる。 ⑥ 大学院では、企業との共同研究の実施件数を増やししながら、大学院生が実践的な研究活動に携わる環境を整備する。
エ 「工学」と「薬学」の専門領域の強み・特色を明確化し、時代の動向や社会構造の変化に対応する大学院教育の体制の整備に努める。	⑦ 大学院において工学研究科と薬学研究科が連携し、研究科横断型の科目を新設し、相互に受講できるような教育システムを構築する。
(3) 入学者選抜に関する目標 ア 入学者受入れの方針に基づき、学部及び大学院研究科の入学者選抜を実施するとともに、文部科学省が指導する大学改革に則して、入試方法の多様化や評価尺度の多元化に努める。	(3) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置 ① 過年度の入試改革の結果を検証し、引き続きアドミッション・ポリシーに即した学生の確保に努める。 ② 大学院での教育・研究内容をより広報することで、大学院に興味、関心をもつ受験生を増やすよう努める。
イ 市内・県内の優秀な学生の確保を軸に、志願者のエリアを全国に広げ、高い目的意識	③ 受験生の多様性やエリア拡大を目的に試験方法及び試験場の見直しを行う。

と学習意欲を持ったより多くの志願者の確保を目指す。	④ 大学院の認知度を上げるために、大学院パンフレットを作成し、工学系の学部学科を擁する他大学への広報を強化する。
ウ コロナ禍において急速に進歩したWebやオンラインを活用しての募集活動をより効果的に展開し、ブランド力の向上に繋げる。	⑤ 募集活動の目的や対象者によってWEBやオンラインと対面式広報の両方をバランスよく展開し、本学らしさを訴求していく
2 学生への支援に関する目標	2 学生への支援に関する目標を達成するための措置
(1) 安心して学べる環境の整備 経済的に困窮する学生が安心して学業に専念できるよう、経済的な支援の充実を図るとともに、全ての学生が充実した学生生活を送れるよう、心身両面を支援する体制の整備・充実に努める。	(1) 安心して学べる環境の整備 経済的に困窮する学生が安心して学業に専念できるよう、成績基準を見直し、幅広い学生を対象にした学費減免制度を構築する。また、心身両面の健康を支援する体制として看護師や心理カウンセラーの常駐体制を継続する。
(2) キャリア教育の充実 学生が早い段階から将来への目的意識を持って教育研究活動及び課外活動、社会貢献活動を行うことができるよう、学生の目指す進路の実現に向けたキャリア教育を充実させる。	(2) キャリア教育の充実 ① 学生が早い段階から将来への目的意識を持つよう、企業や地域に積極的にボランティアや社会貢献活動に向かうことできる環境を継続する。 ② 就職に向けた意識を高めるため、低学年次からのキャリア教育及び職業教育を継続する。 ③ 大学院ではキャリア指導及び企業との共同研究の機会を積極的に提供することで職業観の醸成と進路の実現に向けた機会を設ける。
(3) 就職支援体制の充実 企業や医療機関等との連携を推進し、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、企業等が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの構築に努める。また、就職希望者の市内及び県内への定着を促進するため、インターンシップ ^{*17} の充実等を図り、学生が市内及び県内企業の魅力を知り、体験できる場の確保に積極的に取り組む。	(3) 就職支援体制の充実 企業や医療機関等と協力し企業が求める人材や卒業生のアンケートを実施し、企業が求める能力を養成するように教育の見直しを行う。また、1年次から県内、市内の企業の魅力を発見するため、企業見学会の開催やインターンシップを推奨する。
(4) 多様なニーズに応える学習支援体制等の整備 リカレント教育や留学生交流、高等教育の国際展開の整備・充実を図り、あらゆる世代、多国籍の学生が学ぶことができる学習支援体制を構築する。	(4) 多様なニーズに応える学習支援体制等の整備 ① 社会人のためのリカレント教育の学習支援体制を整備し、実施する。 ② 留学生に選ばれる支援体制を作り、留学生を継続的に受け入れる。留学生と日本人学生及び市民との交流により国際感覚を育成する。 ③ 学生に海外留学を勧め、国外に出る機運を高める。また、大学院生に国際学会での発表を推奨する。
3 研究に関する目標	3 研究に関する目標を達成するための措置
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 ア 地域の「知のローカル・ハブ」として、企業や医療機関、他の高等教育機関、地域社会等と連携し、研究基盤の強化を図り、地域のニーズに応えられるよう基礎分野から応	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ① 地域社会との連携を推進強化し、地域の技術力向上を支援する。

用分野まで幅広い研究を展開する。	
イ 工学と薬学の学際 ^{※18} 領域研究に積極的に取り組み、新たな時代に必要となるイノベーションの創出につながる研究を推進する。	② 工学部・薬学部構成員間における可能な共同研究のあり方を探り実施する。
ウ 学内外及び国内外の研究機関等との積極的な交流を促進し、相互の人的・物的資源を効果的に活用するとともに、多様な価値観を持った人材の意見を反映させ、教育研究機能の強化を図るための仕組みを検討する。	③ 国内外の研究教育機関からの研究者を積極的に受け入れ、共同研究を拡大する。
エ 研究成果については、大学の知的財産として社会に積極的に還元し、産業界の振興、活力ある地域経済に寄与するとともに、世界に向けて情報を発信する。	④ 地域社会に貢献する研究テーマ及び国際的に通用する研究を推進する。
(2) 研究実施体制等に関する目標 ア 質の高い研究成果を得るため、研究環境の整備・充実を図るとともに、科学研究費助成事業や受託研究、共同研究等の外部研究資金の積極的な獲得を目指し、申請数、採択率の向上につながる支援体制を構築する。	(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置 ① 機器設置環境の最適化及び整備体制を強化することで、既存の機器を安定的に運用する。研究動向の把握に努め、研究用機器の需要情報を基に機器の維持・更新の計画を策定する。また、計画に従い重要度の高い機器の更新を行い、その充実を図ることで、質の高い研究成果を継続的に創出する。 ② 研究の質の向上に向けた支援を行い、外部資金の積極的な獲得を目指す。
イ 地域社会や産業界の要請に応じ、柔軟に研究部門を編成できる研究体制に努め、地域産業の振興や地域課題の解決に積極的に貢献する。	③ 技術相談、企業教育支援、人材供給等の支援を行い、地域社会との連携を推進する。
ウ 企業や医療機関、他の高等教育機関等との連携・協力関係を充実・強化し、大学内外の多様な人的・物的資源の効果的な活用を図る。	④ 企業や医療機関等のニーズに合わせた共同研究を実施する。
(3) 研究倫理の徹底 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために研究者に求められる倫理規範の修得を通して、その徹底を図る。	(3) 研究倫理の徹底に関する目標を達成するための措置 研究倫理を徹底するための新たな全学的な仕組みを構築し、研究活動に係る不正を防止する。
第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標 1 地域社会との連携に関する目標 (1) 「知(地)の拠点」の役割を発揮するための組織体制等の整備・充実 地域社会との連携を積極的に進め、地域や行政のニーズを把握し、それらが抱える課題の解決に資するため、大学の持つ知的・人的資源を効果的に活用し、シンクタンク機能を発揮することにより、地域社会の持続的発展に貢献できる「知(地)の拠点」としての役割を果たす。また、そのために必要な組織体制の構築及び教育環境の整備・充実に取り組む。	第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置 1 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (1) 「知(地)の拠点」の役割を発揮するための組織体制等の整備・充実 山陽小野田市及び商工会議所など地域の関係機関との連携を強化し、地域課題の解決に取り組む。
(2) 地域貢献活動の積極的な展開 地域貢献活動に対する高い意欲と意識を持ち、産学官連携や地域社会との交流を積極的	(2) 地域貢献活動の積極的な展開 学生だけでなく市民や社会人が集う「地域に開かれた大学」を目指し、地域社会との連

<p>に推進する。また、公開講座の開催や新たな社会人教育プログラムの提供など、多数の者が大学の教育と研究活動に触れ学ぶことができる山口東京理科大学ならではの生涯学習プログラムを推進することで、学生だけでなく市民や社会人が集う「地域に開かれた大学」を目指す。</p>	<p>携や地域貢献活動を推進強化する。</p>
<p>2 企業・医療機関・他の高等教育機関等との連携に関する目標</p>	<p>2 企業・医療機関・他の高等教育機関等との連携に関する目標を達成するための措置</p>
<p>企業や医療機関、他の高等教育機関等との連携や地域社会との交流を積極的に推進することで、共同研究などによるイノベーションの創出や地域経済の発展に寄与する。また、教育・研究面においても社会で活躍できる多様性を備えた人材を育成し、大学の持つ知的・人的資源を広く地域社会に還元する。</p>	<p>技術相談、企業育成支援、専門家派遣や人材交流等を実施し、地域技術の向上を図る。</p>
<p>3 教育機関との連携に関する目標</p>	<p>3 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置</p>
<p>初等中等教育との連携、高大連携、他の高等教育機関との連携を積極的に展開し、学生及び教職員の幅広い分野での活動を促進することにより、大学外の多様な知的・人的資源の活用及びネットワークの充実を図り、地域教育の活性化に貢献する。</p>	<p>幼児から高齢者までの生涯学習プログラムを強化・実施する。</p>
<p>4 学生の活動の場の創出に関する目標</p>	<p>4 学生の活動の場の創出に関する目標を達成するための措置</p>
<p>(1) 学生と企業・地域社会等との連携・交流の場の創出 学生が早い段階から教育研究及び地域貢献に対する明確な目的意識を持って活動を行い、産学官及び地域社会との連携・交流の促進を図るとともに市のまちづくり施策にも積極的に参画できる機会の創出に取り組む。</p>	<p>(1) 学生と企業・地域社会等との連携・交流の場の創出 学生向けの地域教育の推進及び地域活動支援（大学施設・設備の提供、他団体への参画支援等）を行う。</p>
<p>(2) 学生生活充実のための支援の充実 学生寮の整備や交通手段等をサポートし、学生の市内での活動の場を拡げ、充実した学生生活を送ることができる体制・制度の構築に努める。</p>	<p>(2) 学生生活充実のための支援の充実 学生寮の整備及び市内路線バス無料パスポートを継続し、学生生活満足度を高める。</p>
<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p>	<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p>
<p>1 組織運営の改善に関する目標</p>	<p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p>
<p>(1) 効率的な業務運営体制の構築 理事長及び学長のリーダーシップの下、明確で責任ある意思決定を迅速に行い、健全な法人運営及び質の高い教育研究活動等を推進し、機動的かつ効率的な業務運営が行える法人組織及び教育研究組織の整備に努める。</p>	<p>(1) 効率的な業務運営体制の構築 理事長及び学長のガバナンスを含む権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び業務の効率的な執行体制を継続する。</p>
<p>(2) 学外有識者等の積極的な活用 多様化・複雑化する社会において、常に健全で安定した法人運営及び大学運営が行えるよう、教職員一人一人が中長期的な視点と高いコスト意識、柔軟性を持って業務に取り組むとともに、学外の有識者等の意見を積極的に取り入れ、持続可能な業務改善に取り組む</p>	<p>(2) 学外有識者等の積極的な活用 理事、経営審議会委員、教育研究審議会委員、理事長特別補佐等に学外有識者を委嘱し、有識者が大学運営に参画する仕組みを継続する。</p>

体制を構築する。	
2 教育研究組織の見直しに関する目標	2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
(1) 時代のニーズに対応できる教育研究組織の構築 効果的、効率的で質の高い教育研究活動を継続・発展させ、社会において活躍できる人材を育成するとともに、社会情勢の変化や時代のニーズに柔軟に対応できるよう教育研究組織の整備・強化を進め、必要に応じ適切な見直しを行う。	(1) 時代のニーズに対応できる教育研究組織の構築 社会情勢の変化や時代のニーズに対応するために、学部及び大学院の教育の見直し及び強化を進め、必要に応じ学部・学科・研究科等の教育研究組織の新設や再編成を行うことで、質の高い教育研究活動を継続・発展させる。
(2) 大学院薬学研究科薬学専攻の設置 薬学における基礎研究を中心として学術研究を推進するとともに、研究者を養成し、及び高度の専門的能力を有する人材を養成するため、令和6年4月を目標に、大学院薬学研究科薬学専攻の設置に向けて取り組む。	(2) 大学院薬学研究科薬学専攻の設置 令和6年4月に大学院に薬学研究科博士課程を設置する。
3 人事制度と人材育成に関する目標	3 人事制度と人材育成に関する目標を達成するための措置
(1) 教職員にインセンティブが働く仕組みの確立 法人運営及び大学運営が効果的・効率的に行われるよう、公正性、透明性及び客観性が確保される人事制度を導入し、教職員の能力及び取り組んだ業務の成果・実績を公平・公正に評価し、その評価が処遇等に適切に反映される制度を構築する。また、教職員の意欲向上のため、高い評価や業績については、インセンティブが働く仕組みの確立に向けて取り組む。	(1) 教職員にインセンティブが働く仕組みの確立 ① 研究代表者として外部資金及び科学研究費補助金等を獲得した教員に対し、教員研究費としてインセンティブ特別配分を行う。 ② ダイバーシティを推進し、男女ともに仕事と生活の両立を図る組織的取組を行う。また、教育職員に占める女性の割合を高め、教員の女性の割合を15%以上、女性の教授の割合を12%以上となるように対策を行う。
(2) 教職員研修の充実 FD ^{*19} 活動及びSD ^{*20} 活動の充実を図り、各種教職員研修への積極的な参加を促進し、教職員の能力及び資質の向上に取り組む。また、その能力等が十分に発揮できる環境を整える。	(2) 教職員研修の充実 ① FD委員会を中心にFD研修会、授業観察、研究授業を継続し授業改善を実施するとともに、授業アンケート結果を分析し、改善計画を提案、指導する。 ② 管理運営及び教育研究支援等の向上に向けた組織的な職員研修（SD活動）を計画的に実施する。
4 事務等の効率化・合理化に関する目標	4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
(1) 事務の効率化・合理化に向けた業務運営体制の見直し 教職員一人一人が組織における役割を十分に理解するとともに、密接な連携体制をとり、既存の業務の見直しや役割分担の見直し、システム化等を通じ、業務運営等の改善・機能強化を推進し、事務の効率化・合理化を図る。	(1) 事務の効率化・合理化に向けた業務運営体制の見直し 事務業務のデジタル化の推進、事務システムのクラウド化、会議資料のペーパーレス化、外部委託の活用等、業務の効率化・合理化を行う。
(2) 中長期視点に立った効率的・合理的な組織づくりの推進 研修等を通じて教職員の資質・能力の向上を図るとともに、中長期的な視点に立った人員計画による効率的・合理的な業務運営ができる組織を構築する。また、必要に応じて改組改編し、必要な体制を整える。	(2) 中長期視点に立った効率的・合理的な組織づくりの推進 学部・学科の改組改編、大学院の改組改編を含め、中長期的視点に立った教育職員の人員計画及び事務職員の人員計画に基づき、計画的に業務運営を行う。

第5 財務内容の改善に関する目標	第5 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
1 資金の安定確保に関する目標	1 資金の安定確保に関する目標を達成するための措置
<p>(1) 効率的な予算執行と安定的な自主財源の確保</p> <p>公費が投入され、地域に支えられた公立大学であることを踏まえ、安定的な法人運営及び大学運営を行うため、教育研究水準の維持・向上に配慮しながら、経費の見直し及び予算の効率的な執行により支出の抑制を徹底するとともに、自主財源の獲得に努め、中長期的な視点に立った組織の効率化、適正な人員配置等に取り組む。</p>	<p>(1) 効率的な予算執行と安定的な自主財源の確保</p> <p>中・長期財政計画に基づき、適正な予算編成と厳格な予算執行を実施できるように、予算や人員を重点的に配分するシステムを整備する。教職員等のコスト意識の醸成を図り、光熱水費を始めとする各種の経費削減を行うとともに、優先度に応じた重点的な予算配分を行う等、メリハリをつけた効果的な予算執行を行う。法人の持続的な経営に資するため、授業料等自主財源の安定的な確保に努めるとともに、資産状況を随時確認し、適切な管理運用を行う。</p>
<p>(2) 外部研究資金獲得に向けた積極的な取組</p> <p>質の高い教育研究活動が活発に行えるよう、科学研究費等補助金等の国の競争的資金の獲得や、企業等との連携による受託研究費、共同研究費、寄附金等の外部研究資金の獲得に努める。</p>	<p>(2) 外部研究資金獲得に向けた積極的な取組</p> <p>外部研究資金獲得の支援体制を強化し、研究助成金や競争的研究資金の獲得件数及び獲得金額の増加を図る。</p>
<p>(3) 授業料等学生納付金の安定的な確保</p> <p>入試方法の工夫や知名度向上のための広報活動を積極的に行い、志願者増に取り組み、入学及び収容定員の充足を維持し、安定した自主財源の確保に努める。</p>	<p>(3) 授業料等学生納付金の安定的な確保</p> <p>安定的に学生を確保するために総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の3方式の在り方について検証し改善を図る。また、大学院の定員増加を含めた見直しをする。</p>
2 資金の効果的使用及び透明性の確保に関する目標	2 資金の効果的使用及び透明性の確保に関する目標を達成するための措置
<p>限られた資金を有効に活用するため、人員配置の適正化を含む管理的経費の抑制に努め、効率的かつ合理的な業務運営に取り組むとともに、学内資金の効果的な配分を行い、質の高い教育研究活動を推進する。また、財務に関する情報は積極的に公表し、透明性を確保する。</p>	<p>継続的な管理的経費の抑制に努めるとともに、学内ニーズを踏まえた上で、優先度に応じた重点的な予算配分を行う等効果的な予算編成を行い、質の高い教育研究活動を推進する。教育研究の維持、向上に配慮しつつ、適切な規模の教職員配置等により、人件費の抑制を図る。法令等により公表が義務付けられている事項はもとより、社会からの信頼及び評価の向上に資するため積極的な財務情報を公開する。</p>
3 資産の管理及び運用に関する目標	3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置
<p>健全な法人経営及び大学運営のため、資産の適正な維持管理を行い、有効で効果的な活用を推進する。また、地域貢献活動の一つとして、学生及び教員の教育研究活動に支障のない範囲で大学施設の地域への開放に取り組む。</p>	<p>既存資産の活用状況を定期的に検証するとともに設備等の共同利用・有効利用を推進する等、資産の効率的な運用を行う。また、地域との共生を推進するために、教育研究活動に支障のない範囲で、多様な利用者が交流できる公共性のある空間及び災害時において地域の避難所としての役割を果たし引き続き地域への開放に取り組む。</p>
第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
1 評価の充実に関する目標	1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
(1) 評価結果を反映した業務運営体制等の改善	(1) 評価結果を反映した業務運営体制等の改善

<p>法人経営及び大学運営が適切かつ確実に実施されているかについて、毎年度、監事による監査や山陽小野田市公立大学法人評価委員会による評価を受け、その結果を検証・反映し、業務運営や教育研究活動等の改善に努める。</p>	<p>監事による監査、公立法人評価委員会による評価、内部監査人による監査を受け、その結果を検証・反映する。</p>
<p>(2) 第三者機関による評価の定期的な実施</p> <p>自己点検、自己評価及び第三者機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価^{※21}機関）による評価を定期的な実施することにより、大学の状況を把握し、法人経営及び大学運営の改善に継続的に取り組む。</p>	<p>(2) 第三者機関による評価の定期的な実施</p> <p>① 機関別第三者評価については、一般財団法人大学教育質保証・評価センターの評価基準と評価項目に沿って自己点検・評価を実施し、公表する。</p> <p>② 専門分野別認証評価については、工学部では「日本技術者認定機構」を薬学部では「薬学教育評価機構」の認証を得るため、毎年度自己点検を実施し、学長に報告する。</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p>
<p>(1) 積極的な情報公開の推進</p> <p>公立大学として市民や地域社会に対する説明責任を果たし、法人経営及び大学運営の透明性を確保するため、法令等により公表が義務付けられている事項はもとより、研究成果や評価結果、地域社会での活動、業務運営等に関する情報を積極的に公表する。</p>	<p>(1) 積極的な情報公開の推進</p> <p>教育・研究・地域貢献について年度計画を作成し、自己点検・評価の結果を事業報告書として公表するとともに、その評価結果を適切に大学運営の改善に反映する。</p>
<p>(2) 積極的な広報活動（情報発信）の推進</p> <p>山口東京理科大学の知名度の向上と、より多くの受験生に志願される大学、入学し、学びたい大学（選ばれる大学）を目指し、教育研究活動や地域貢献活動等、山口東京理科大学の魅力を積極的に発信し、効果的な広報活動を展開する。</p>	<p>(2) 積極的な広報活動（情報発信）の推進</p> <p>① 大学案内、研究教員紹介ブック、大学院パンフレット等の受験生への配布物について、受験生が求める情報を分析し、引き続きバージョンアップを行う。同時にコロナ禍において主流となってきたオンラインや SNS を活用し、積極的かつ効果的に情報発信を行う。</p> <p>② 大学案内やホームページ等のあらゆる広報手段を活用し、「地域のキーパーソンの育成」等の本学の特徴をアピールするとともに、ブランド力向上を目指した広報活動を実施する。</p>
<p>第7 その他業務運営に関する重要目標</p>	<p>第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p>
<p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p>	<p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p>
<p>(1) 計画的な施設設備の整備</p> <p>山口東京理科大学の持つ知的・人的資源を有効に活用し、山口東京理科大学が掲げる基本理念・教育方針に基づいた教育・研究・地域貢献活動の役割が十分に果たせるよう施設設備の計画的な整備を推進する。</p>	<p>(1) 計画的な施設設備の整備</p> <p>施設の効率的な活用及び教育研究環境の充実を図るため、キャンパスマスタープラン及びインフラ長寿命化計画に基づき、施設・設備の効率的な活用及び教育環境の維持や機能強化の確保に向けて整備を進めるとともに、それぞれの計画について検証し、必要に応じ計画の見直しを行う。</p>
<p>(2) 適切な施設設備の維持管理</p> <p>公立大学として施設設備を将来にわたって良好な状態で有効に活用するため、長期的な展望に立ち、施設設備の機能保全及び維持管理に努める。</p>	<p>(2) 適切な施設設備の維持管理</p> <p>インフラ長寿命化計画（個別施設計画）等に基づく維持管理を行う。また、老朽化した設備の更新・整備について、維持管理費を考慮した機器の採用等、長寿命化やコストを意</p>

	識した計画を検証し、必要に応じ計画の見直しを行う。
2 安全衛生管理に関する目標	2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置
(1) 安全衛生管理体制の構築 教育研究活動の円滑な実施に資するため、関係法令等に基づき安全衛生の確保と安全教育の仕組みを確立し、総合的・計画的に実施できるよう安全衛生管理体制を整備する。	(1) 安全衛生管理体制の構築 薬品管理システムを活用し薬品と高圧ガスを適切に管理する。毒劇物は規程を遵守するとともに、各責任者を配置して学内の管理体制を構築する。放射線・X線・高圧ガス・液体窒素・防じん・防毒マスクなどの教育訓練を定期的に行い、関係法令遵守及び安全衛生確保に努める。
(2) 関係機関と連携した危機管理体制の構築 学生及び教職員等の安全を確保し、事故や災害等における被害が軽減されるよう危機管理体制を整備するとともに、関係機関との連携が円滑に行える協力体制を構築する。	(2) 関係機関と連携した危機管理体制の構築 ① 学生及び教職員を対象に防災訓練及び普通救命講習を実施する。また、転倒防止対策や防災用品を適材適所に配置し、安全確保に努める。消防計画、BCP事業継続計画、防災マニュアルについて、随時検証を行い、継続的に改善を行う。 ② 関係機関と協定や覚書を締結し、関係機関との協力体制を構築する。
3 情報セキュリティに関する目標	3 情報セキュリティに関する目標を達成するための措置
山口東京理科大学が保有する情報資産の情報セキュリティを確保することの必要性を十分に認識し、情報セキュリティ体制の整備・強化を図る。	既存の「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学情報セキュリティ規程」の見直しを行い、情報セキュリティの強化を図る。
4 法令遵守等に関する目標	4 法令遵守等に関する目標を達成するための措置
高等教育機関かつ公立大学として求められる社会的・公共的使命を果たし、健全かつ適正な法人経営及び大学運営を行うため、法令・研究倫理・社会規範等を厳格に遵守するとともに、学生及び教職員の意識啓発及びその向上に資する取組を推進する。	研究倫理、不正防止、利益相反、ハラスメント、情報ネットワーク利用等について法令を遵守し正しい管理運営を行うことができるように、教職員を対象に研修会を開催する。